

岸和田市墓所使用許可書			
許可年月日	令和 6 年 10 月 1 日	許可番号	第 1 号
墓所の位置	第 1 号地 (ト) 号 1 番地 (1) 区画		
墓所の面積	4.0 m ²	間 口	1.6 m
		奥 行	2.5 m
永代使用料	950,000 円	掃除料	50,000 円
使用者	住所	1. 岸和田市岸城町9番1号	
		2.	
		3.	
	氏名	キキ 伊吋 岸城 一郎	
上記のとおり岸和田市墓所の使用を許可する。			
岸和田市長 印			

(裏)

埋 蔵 状 況				
死 亡 者 氏 名	使 用 者 との 続 柄	死 亡 年 月 日	埋 蔵 年 月 日	墓 苑 管 理 者 ・ 印
岸城 太郎	父	平成24年4月1日	平成26年5月30日	届出済・岸和田市長

墓 石 等 施 行 状 況		
届 出 年 月 日	施 工 事 項	墓 苑 管 理 者 ・ 印
平成 26 年 1 月 5 日	囲障建設	届出済・岸和田市長
平成 26 年 5 月 5 日	墓石建立・霊標建立・物置石	届出済・岸和田市長

[注 意 事 項]

1. 次に掲げる事項に該当するときは本書を持参し、速やかに届出をしてください。

※ 届 出 事 項

(1) 墓所に墓石・囲障等を設置又は改修しようとするとき。(設計図等の必要書類を添付すること。)

(2) 使用者の相続により墓所を承継しようとするとき。(戸籍謄本等の承継原因を証する必要書類を添付すること。)

(3) 墓所に遺骨等を埋蔵又は改葬しようとするとき。(死体火葬許可証又は改葬許可証を添付すること。)

(4) 使用墓所を返還しようとするとき。(使用場所を原状に復すること。)

(5) 使用者の住所・本籍など本書の記載事項を変更したとき。(住民票の写し等を添付すること。)

(6) 本書を汚損又は紛失したとき。(住民票の写し又は本人確認書類を添付すること。)

2. 次に掲げる事項に該当するときは、使用許可を取り消します。

(1) 許可を受けた目的以外に墓所を使用したとき。

(2) 偽りその他不正行為により使用許可を受けたとき。

(3) 使用権を譲渡し、又は使用場所を転貸したとき。

(4) 法令又はこの条例若しくはこれに基づく規則に違反し、又は市長の指示に従わないとき。

(5) 使用許可を受けた日から3年を経過しても使用又は使用に必要な設備をしないとき。

3 次に掲げる事項に該当するときは、墓所の使用権は消滅します。

(1) 使用者が死亡し、先祖の祭祀を主宰する者がいないとき。

(2) 使用者が住所不明となり、20年を経過したとき。

4 使用許可後に生じた墓所等の損害については、市は賠償の責めを負いません。